

今後の義務付け・枠付けの見直し方針について（案） （概要）

義務付け・枠付けの見直しについては、全国知事会、全国市長会提言等に係る事項を含め、第2次勧告で取り上げられていた事項の多くが未だ整理されないまま残されており、引き続き見直しを進めていく必要がある。

このため、次の3つの重点事項について優先的に取り組むこととし、各府省に対して見直しを求め、過去の見直しの成果も活用しつつ、その内容について重点的な調査審議を行うこととしたい。

- ① 地方からの提言等に係る事項（52条項）
- ② 通知・届出・報告、公示・公告等（1,102条項）
- ③ 職員等の資格・定数等（84条項）

今般の見直しにより、これまでの見直しと合わせて、第2次勧告対象条項の半数以上が検討の対象となる。

（参考）今回、検討の対象として取り上げる条項数

第2次勧告において見直す必要があるものとされた条項	4,076条項
うち 第3次勧告で取り上げた条項等	1,216条項
<u>今回、検討の対象として取り上げる条項</u>	<u>1,238条項</u>

※ 条項数については、今後の精査により異動があり得る。

今後の義務付け・枠付けの見直し方針について（案）

義務付け・枠付けの見直しについては、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続の3つの重点事項に関して具体的な改正項目が既に法案化されており、また、6月に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づいて、同じく3つの重点事項に関する事項について来年の通常国会に新たな一括法案を提出すべく立案作業が進められているところである。

しかしながら、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられている事項を含め、地方分権改革推進委員会第2次勧告で取り上げられていた事項の多くが未だ整理されないまま残されており、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施していく仕組みに改めていくよう、引き続き義務付け・枠付けの見直しを進めていく必要がある。

特に、地方からの提言等は、地域の実情を踏まえたものであるため、この際最優先で見直しに取り組むこととしたい。

また、これらの提言等で数多く取り上げられているが、以下の類型のものについては特に問題があると考えられるので、提言等で取り上げられた事項に限らず、見直しを進めていくこととしたい。

○通知・届出・報告、公示・公告等

国等に対する通知・届出・報告や、公示・公告等を義務付ける膨大な数の規定があることから地方自治体にとって多大な事務負担となっており、結果的に住民サービスの低下を招いている。

○職員等の資格・定数等

地方自治体の職員や審議会の委員の資格・定数等が国の法令で厳しく規制されており、柔軟な人員配置が行えないため、地域の実情に応じたサービス提供に支障が生じている。

については、各府省に対し、次の①から③までに係るものについて、それぞれに掲げる方針に従って見直しを行うことを求め、その内容について重点的な調査審議を行うこととしたい。

なお、この見直しを行うに際しては、これまでに行ってきた義務付け・枠付けの見直しの成果も活用し得るものと考えられる。

① 地方からの提言等に係る事項

地方からの提言等に沿うよう、義務付け・枠付けの廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、基準等の条例への委任、国の関与の見直し等の方法による見直しを検討する。

ただし、これらの提言等に係る条項の中には、これまでの見直しにおいて検討の対象とされた条項と一体不可分であって、実質的にこれらの条項を含めた形で既に方向性が示されているものも含まれている。今回は、そうした条項以外の部分から優先的に調査審議を行うこととする。

② 通知・届出・報告、公示・公告等

通知・届出・報告、公示・公告等の義務付け・枠付けについては、次のとおり分類できる。

- (ア) 国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等
- (イ) 上記以外の他の地方自治体に対する通知・届出・報告等
- (ウ) 私人等に対する通知・届出・報告等
- (エ) 公示・公告等

これらについては、これまでの見直しにおける検討の成果を踏まえて、以下のとおり取り組むこととする。

- ・ (ア) 国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する市町村からの通知・届出・報告等及び(エ) 公示・公告等を優先して調査審議の対象とする。
 - ・ (ア) 及び(エ) について、原則として、通知・届出・報告、公示・公告等の義務付けを廃止すべきである。(単なる奨励にとどめることを含む。)
- なお、(ア) についてより弱い形態への移行等の方法も併せて検討する。

③ 職員等の資格・定数等

原則として、資格、定数、任期の規制や構成員の法定を廃止すべきである。(単なる奨励にとどめることを含む。)

なお、資格、定数、任期の規制、構成員の法定等について条例への委任等の方法も併せて検討する。

なお、地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告で示された義務付け・枠付けの見直しの方針を踏まえ、また、今後取り組む見直しの整理を併せて、今後新たに設けられる義務付け・枠付けが、これまで整理された義務付け・枠付けの諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体として自律的にチェックしていくための方策についても検討が進められるべきである。

また、義務付け・枠付けを必要最小限のものとするためには、国における施策の立案段階で地方自治体の意見が反映される仕組みを確保することが重要であることから、地方自治法第263条の3第5項の事前情報提供制度が設けられているところである。地方自治体が事前の適切な時期に施策の立案内容を知り、それに対し、必要な検討を経て、適時に意見を申し出、内閣がそれに対して回答することを制度的に担保するとの本制度の趣旨を十分に踏まえ、対象となる施策の立案について、情報提供をすべきことが徹底されることはもとより、情報提供の時期、方法及び内容について、適切な対応が行われるべきである。

(参考) 今回、検討の対象として取り上げる条項数

第2次勧告において見直す必要があるものとされた条項	4,076 条項
第3次勧告で取り上げた条項等 (※2)	1,216 条項
第3次勧告で取り上げた条項等以外	2,860 条項
今回、検討の対象として取り上げる条項	1,238 条項
① 地方からの提言等に係る事項	52 条項
② 通知・届出・報告、公示・公告等	1,102 条項
③ 職員等の資格・定数等	84 条項

このほか、同一条項中に複数の義務付けがあるため、「第3次勧告で取り上げた条項等」のうちで、重複して対象とするものが 110 条項 ある。

これらを含めれば、合計で 1,348 条項 となる。

※1 条項数については、今後の精査により異動があり得るもの。

※2 第3次勧告で取り上げていないが、既に見直しの対象とした地方自治法、地方公営企業法等の条項を含む。